

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 緊急支援奨学金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主たる家計支持者が経済的に困窮し、修学の継続が著しく困難になった在学学生を対象に、20万円を上限に授業料から減免いたします。詳細は学生生活課までお問い合わせください。

対象者

●主たる家計支持者が給与所得者の場合

令和3年1月以降の給与（支給総額）が新型コロナウイルスの影響で40%以上減少し、かつ減少後の年収見込が510万円未満になる。

●主たる家計支持者が給与所得者以外の場合

令和3年1月以降の所得金額が新型コロナウイルスの影響で40%以上減少し、かつ減少後の年間所得見込が350万円未満になる。

※その他併給制限などの要件があります。

※申請期間は令和4年3月31日まで（ただし、令和4年3月卒業予定者は令和4年1月15日まで）となります。

学生生活課(生田) Tel : 044-911-1267

←神田の学生もこちらへ